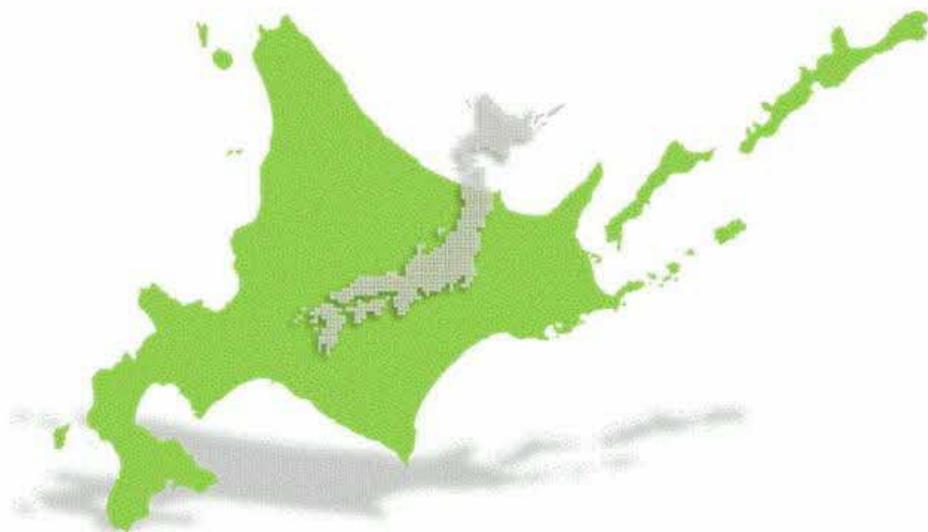


第2章 その他の コロナ関連支援策



【再就職支援】 ジョブカフェ・ジョブサロンについて

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道では、新型コロナウイルスの影響等により、離職された方々に向けて、再就職に向けたキャリアカウンセリング等を行っております。失業された場合などは、ジョブカフェ・ジョブサロンへご相談いただければ、ワンストップで早期再就職を支援します。

コロナウイルスの影響等で

失業をされた皆様へ ジョブカフェ・ジョブサロンで



お話をうかがいます

◆ 1人で悩まず、まずは、ジョブカフェ・ジョブサロンへご相談ください。ワンストップで対応します。

活用方法

①キャリア・カウンセリング
(仕事探しの困りごと)



■ ジョブカフェ・ジョブサロンでは、窓口での相談のほか、メールやスカイプなどWeb相談でも対応しています。(※メール以外要予約)

②キャリアアドバイザーによる
各種情報等の提供



■ 専門のアドバイザーが皆様の状況に応じ、就職相談や職業訓練の情報提供を行うなど、きめ細かな相談対応を行います。

③応募書類の添削
面接の対策



■ 模擬面接や応募書類の添削も行っています(Web対応可。模擬面接要予約) Wi-FiやPC、プリンターも利用できます。

<http://www.jobcafe-h.jp>

※Webでのご相談をご希望の方は、HPをご参照ください。

このほか、函館、旭川、釧路、帯広、北見で窓口でのご相談を受け付けております。詳しくは、HPをご参照ください。



【お問合せ先】

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道 TEL : 011-209-4510

北海道経済部労働政策局雇用労政課 TEL : 011-204-5099

【再就職支援】 離職者向けWeb企業説明会

<道内6圏域においてWeb企業説明会を開催>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方々等の再就職を支援するため、また、感染リスクの低減を図るため、Webによる企業説明会を開催します。
- 企業説明会に参加された求職者には、個別相談等で継続的に支援します。

実施内容（予定）

- ZOOMを利用して配信
- リアルタイムで質疑応答を実施
- Web環境が整っていない企業向けに
～機材の準備、配信環境、資料作成のアドバイスを実施
- 通信環境に不安がある求職者に
～ジョブカフェ北海道場内（札幌センター・地方拠点）にパブリックビューイングを設置



開催圏域・日時・規模（予定）

■ 道央圏域（石狩・空知・後志・胆振・日高の各（総合）振興局管内） ①令和3年6月8日（火）→9日（水）→10日（木） ②令和3年7月6日（火）→7日（水）→8日（木） ③令和3年9月7日（火）・8日（水）・9日（木）・10（金）	各 日 参加企業 参加人数	10:00～17:00 計 160社 計 560人
■ 道南圏域（渡島・檜山の各（総合）振興局管内） ①令和3年9月17日（金） ②令和3年10月13日（水）	各 日 参加企業 参加人数	13:00～15:00 計 20社 計 60人
■ 道北圏域（上川・留萌・宗谷の（総合）各振興局管内） ①令和3年9月24日（金） ②令和3年10月14日（木）	各 日 参加企業 参加人数	13:00～15:00 計 20社 計 60人
■ オホーツク圏域（オホーツク総合振興局管内） ①令和3年10月28日（木） ②令和3年11月19日（金）	各 日 参加企業 参加人数	13:00～15:00 計 17社 計 40人
■ 十勝圏域（十勝総合振興局管内） ①令和3年10月27日（水） ②令和3年11月18日（木）	各 日 参加企業 参加人数	13:00～15:00 計 20社 計 40人
■ 釧路・根室圏域（釧路・根室の各（総合）各振興局管内） ①令和3年10月26日（火） ②令和3年11月17日（水）	各 日 参加企業 参加人数	13:00～15:00 計 15社 計 40人

【お問合せ先】

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道 TEL：011-209-4510
 北海道経済部労働政策局雇用労政課 TEL：011-204-5099

勤労者福祉資金による生活資金等の融資

勤労者福祉資金は、道内に居住する中小企業従業員（育児・介護休業者を含む）、非正規労働者、季節労働者及び離職者に対して、生活の安定と福祉の向上を図るため、医療、教育等の生活資金を低利で融資する制度です。

<収入が減少した方向け>

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した勤労者の方々を支援するため、一定期間、保証料を免除します。

<離職者向け>

事業主都合で離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、さらに低利（年利：0.6%）で融資します。

収入が減少した方向け新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【内容】

勤労者福祉資金の対象者で、中小企業で働く方、非正規労働者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年（あるいは一昨年）同時期よりも収入が減少した方に対する融資の保証料を一定期間免除します。

- ・融資金額 120万円以内（融資期間8年以内）
- ・融資利率 年1.6%
- ・保証料率 免除（2021年9月申込受付分まで）
※保証料率の免除 0.5% → 0.0%

【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

【留意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の事実確認は、取扱金融機関において申し込みされるご本人の申告をもって確認とさせていただきます。

事業主都合の離職者向けの低利融資

【内容】

事業主都合による離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、以下の利率により生活費等を融資します。

- ・融資金額 100万円以内（融資期間：5年以内）
- ・融資利率 年0.6%
- ・保証料率 免除

【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

【留意事項】

融資にあたっては、取扱金融機関の条件や審査があります。

【お問合せ先】

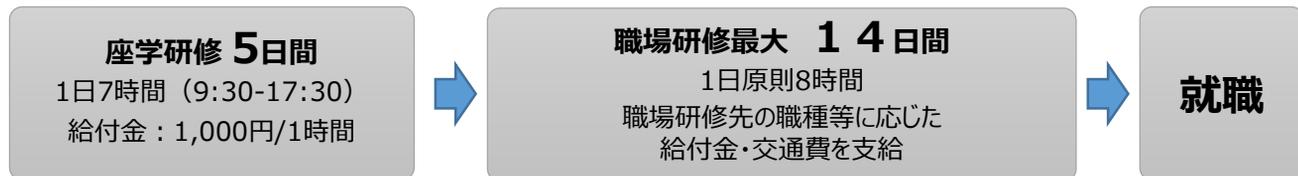
取扱金融機関に直接お問い合わせいただくか、北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所まで

給付金付座学・職場研修事業

離職を余儀なくされた非正規雇用労働者や就職氷河期世代、内定を得られず就職できなかった大学生等を対象に、それぞれの課題に応じた支援コースを設定の上、Webによる座学及び職場研修を行い、研修先で正社員等として就職できるよう支援します。

事業概要

◆ 支援フロー



- ・給付金は研修1日目から支給します。
- ・研修中は保育サービス（託児サービス）を利用した場合、利用料を補助をいたします。

◆ 事業内容

非正規雇用労働者等支援コース	就職氷河期世代支援コース	学卒未就職者支援コース
○対象者 北海道在住で、新型コロナウイルス感染症の影響等により求職中 ・または転職をお考えの方で、65歳未満の方(ただし35-46歳を除く)	○対象者 北海道在住で、新型コロナウイルス感染症の影響等により求職中 ・または転職をお考えの方で、35-46歳の方	○対象者 北海道在住で、令和3年3月に大学、短大、高等専門学校、専修学校、高等学校のいずれかを卒業し、正社員として就職したことがない方
○日程 →令和3年7月5日(月)-9日(金) ・令和3年8月2日(月)-6日(金) ・令和3年8月30日(月)-9月3日(金)	○日程 ・令和3年7月26日(月)-30日(金) ・令和3年8月23日(月)-27日(金)	○日程 →令和3年7月12日(月)-16日(金) ・令和3年8月16日(月)-20日(金) ・令和3年9月6日(月)-10日(金)
○開催場所 道央（札幌市）、道南（函館市）、道北（旭川市）、十勝（帯広市）、道東・オホーツク（釧路市）		
○事前説明会の開催 研修参加前に事前説明会を開催し、等事業の概要と研修の流れについて説明いたします。研修参加をご希望される方にはエントリーシートを記入していただき、1人20分程度のプレ面談を行います。		

◆ お申込み方法

お電話またはホームページからお申込みください、フォームからのお申し込みは受付後、メール（または電話）にて事前説明会の日程のご案内をいたします。

※申込多数の場合、希望の日程での説明会・研修参加が難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<通話料無料> ☎0120-604-222（受付 / 平日9:00～18:00）

お問い合わせ・お申込み

株式会社東京リーガルマインド 札幌支社（〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目-1 アスティ45）
・通話料無料：0120-604-222 FAX 011-206-7921
・メール：hk-koyou@lec-jp.com
・URL：https://public.lec-jp.com/nonRegularEmploymentSupport-hokkaidou/

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係
TEL：011-204-5099

テレワーク機器等の導入支援

厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース／機器等導入助成）」に上乗せ補助を行い、テレワーク用通信機器の導入等を支援します。

事業概要

◆ 事業内容

区分	内 容	
対象者	厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース／機器等導入助成）」に採択された事業者	
補助率	20%	厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース／機器等導入助成）」に上乗せ補助
上限額	65万円	

<人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要>

区 分	内 容		
目 的	良質なテレワークの新規導入・実施による、労働者の人材確保や雇用管理改善等の推進		
対象者	新たにテレワークを導入する中小企業事業主		
対象経費	①就業規則等の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者、労働者に対する研修		
助成額・要件	機器等導入助成	助成率：30% 上限額：以下のいずれか低い方の金額 100万円 又は 20万円×対象労働者数	○以下のどちらかに該当 ・評価期間（3ヶ月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施 ・評価期間（3ヶ月）に対象労働者のテレワーク実施回数が週平均1回以上
	目標達成助成	助成率：20% （※35%） 上限額：以下のいずれか低い方の金額 100万円 又は 20万円×対象労働者数	○以下両方を満たした場合に加算（令和4年度支給） ・評価期間後1年間の離職率≤計画提出前1年間離職率 ・評価期間後1年間の離職率≤30%

◆ 申込方法等

(道) テレワーク環境整備事業費補助金について

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/03teleworkhozyo.htm>

(国) 人材確保等支援助成金（テレワークコース）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

TEL：011-204-5354

感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、北海道短期おしごと情報サイトを開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げるにより、生産維持・事業継続をサポートします。

人材不足の企業の皆様 **社会貢献・副業**したい皆様 **雇用維持**したい企業の皆様

北海道短期おしごと情報サイト をご活用ください

【活用方法】

北海道庁
「短期おしごと情報サイト」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



① 求人情報登録

オンラインフォームで
簡単登録（約5分）

求人情報一覧
サイトからDL可

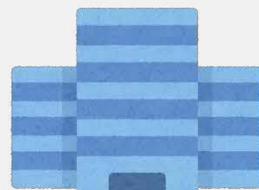
② サイト閲覧

リストから条件に合う出向先を
自由に選択可能

人材不足の企業等
農業、食品加工業、運送等

③ 連絡・調整・就労
短期バイト、出向契約等

**社会貢献・副業したい方
雇用維持したい企業等**
宿泊業、飲食業、製造業等



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL：011-251-3896

北海道海外人材待機費用緊急補助金 (海外人材確保緊急支援モデル事業)



令和3年度海外人材確保緊急支援モデル事業

北海道海外人材待機費用緊急補助金 の申請受付を開始しました!

申請期間 **2021年4月1日～2022年3月18日**

※2021年3月17日入田/4月1日チェックアウト済みから2022年3月3日入田/3月18日チェックアウト済みまで

! 待機完了後、**1** カ月以内に申請を行ってください。

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。

補助対象者

外国人を雇用している道内企業

道内に所在する事業所において、海外人材(2021年4月1日以降に入国後の待機が完了し「対象の在留資格」を持つ外国人)を雇用する法人又は個人

対象在留資格

① 技能実習 ② 特定技能

③ 経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、
特定活動（インターンシップ、EPA等）の内、「対象の14業種 ※1」で就労するもの

※1 介護分野、ビルクリーニング分野、素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食品製造分野、外食業分野

対象費用

水際対策対応のため道内企業等が負担した宿泊費（実費）

(※2021年4月1日から2022年3月18日17時までに申請した分)

補助額

1人 **1** 万円 / 泊（上限）× **15** 泊（上限）

特設サイトから必要書類をご確認ください。



特設サイト

URL <https://cbwk.net/duB>

キャリアバンク 海外人材待機費用 **検索**

お問い合わせ窓口

WEB からのお問い合わせ

フォーム URL <https://cbwk.net/iTb>



011-251-5803

電話受付時間 平日 9:00-17:00

✉ gtk-info@career-bank.co.jp FAX 011-231-5133

< 事業主体 > 北海道

< 申請受付窓口 > キャリアバンク株式会社 海外事業部

北海道異業種チャレンジ奨励金 (異業種チャレンジ奨励事業)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、離職者及び企業に支援金を支給することにより早期の就職を促進するとともに、道内企業の人材確保を支援する。

今こそ
ジョブチャレ
北海道
北海道で異業種にチャレンジ

異業種からの就職で
奨励金 **30万円**

転居費用も上限
20万円 まで支給

主な支給要件

北海道内の事業所に、令和3年3月1日から令和3年11月30日までに、下記の対象職種の業務に主に従事する正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内に予備審査依頼を提出し、3ヶ月以上勤務した者。

対象となる職種

- 農林漁業の職業 ● 建設・採掘の職業
- 建築・土木・測量技術者 ● 医療技術者
- 社会福祉の専門的職業 ● 介護サービスの職業
- 保健医療サービスの職業
- 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 機械整備・修理の職業 ● 自動車運転の職業
- 調理人 ● 警備員 ● 水産物加工 ● 建設機械運転工

※対象は「職種」ですので、建設会社や介護施設への就職であっても、事務の職種に主に従事する場合は対象外です。

予備審査依頼受付期間

令和3年4月1日⇒令和3年12月30日

※ただし雇用から1ヶ月以内（消印有効）

※令和3年11月30日までに正社員等

として雇用される必要があります。

①求職者への奨励金 (様式1)

- コロナ禍により離職し、違う職種から対象職種へ就職した方を対象に、**30万円**を支給します(申請は1回限り)。
- 求職者が転居を要した場合は、**20万円**を上限として転居費用の実費を支給します。

②企業への受入奨励金 (様式2)

- 上記の方を雇用した企業等に対し、雇用1名につき**30万円**を支給します。
(新卒の方は対象外)

主な要件 ①、②共通

- ・正社員等として雇用され3ヶ月以上勤務
- ・就職前1年間、同職種に従事していない

(予備審査依頼 提出期限例)

- ・○月1日雇用→翌月1日消印有効
- ・○月31日雇用→翌月30日消印有効

※「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約により雇用され、かつ、一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間と同じである労働者のこと。

(パートやアルバイトなどの短時間労働者は対象外)

※ 試用期間がある場合、試用期間も含めて1年以上の労働契約であること。1年未満の試用期間のみの労働契約は対象外。

お問い合わせ先

今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター

受付時間：月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

TEL: **050-3629-4176**

※日曜・祝日・年末年始や上記時間外はメールで受付し、後日回答致します

E-mail: challenge_contact@cc-hokkaido.jp

現在申請受付中

【お問合せ先】

今こそジョブチャレ北海道事務局

TEL: 050-2369-4176

email: challenge_contact@cc-hokkaido.jp

※詳細はHPをご覧ください。



道税の申告期限の延長・納税の猶予等

- 道税を一時に納税できない場合については、納税の猶予が適用される場合があります。
- 法人道民税・事業税をはじめ道税の申告・申請・請求等について、期限までに申告等することが困難な状況となり、提出が遅れるやむを得ない理由がある場合は、その期限が延長される場合があります。

猶予の要件

■徴収の猶予（地方税法第15条）

徴収の猶予は、納税者が災害を受けた等の事由によって、一時に納税できない場合に納税を猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして次のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、道税を一時に納税できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用
- ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、道税を一時に納税できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、道税を一時に納税できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

■換価の猶予（地方税法第15条の6）

換価の猶予は、差押えをしている財産、又は今後差押えの対象となる財産を売却し換金することを猶予する制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することができない場合、次のすべての要件に該当するときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

- ① 道税の納税について誠実な意思があること（※1）
- ② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと
- ③ 道税を一時に納税することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（※2）

※1 「道税の納税について誠実な意思がある」とは、その道税を優先的に納税する意思を有していると総合振興局長等が認めることができることをいいます。

※2 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお、徴収金を一時に納税することにより、事業を休止し又は廃止させるおそれがある場合などをいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、道税を一時に納税することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

申請の手続

猶予を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収・換価猶予（期限延長）申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支明細書」
猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 「担保提供書」及び担保の提供に関する関係書類（担保の提供が必要な場合）
- ④ 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）
医療費の領収書、廃業届、決算書など

書類の滅失、病気等による入院などで添付すべき書類を提出することが困難であるときは、総合振興局等にお問い合わせください。

申請の期限

- ① 換価の猶予：猶予を受けようとする道税の納期限から6月以内
- ② 徴収の猶予：申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

詳細は道税ホームページまで

詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。



経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
<p>経営・金融 特別相談室</p> <p>以下QRコード からもご確認 いただけます</p> 	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課		電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	電話：0154-43-9182		
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：〃	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財)北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	北海道国際ビジネスサポートデスク (ジェトロ北海道内)	平日：9:00～17:00	電話：011-261-7434

※国・関係団体の経営相談窓口については下記QRコードをご参照ください

【平日のご相談】

【休日のご相談】



テレワークの導入など働き方改革の特別相談窓口

テレワークの導入や働き方改革に関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に「働き方改革関連特別相談窓口」を設置し、国と連携した**専門家**による相談・助言等を行います。

制度の内容等

（相談事例）

- ・働き方改革関連法への対応
- ・各種助成金の申請支援
- ・テレワーク導入時の労務管理
- など

（対応）

- ・道職員による相談（常設）
- ・専門家による巡回相談（月1回程度）
- ・専門家による個社支援（相談内容に応じ随時）

（費用）

- ・いずれの相談もすべて無料でご利用いただけます

<連絡先及び7月の専門家巡回相談日>

設置場所	住 所	連絡先	7月の巡回相談(日時・会場)
空知総合振興局 商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061	27日(火) 10時～16時 5階第2会議室
石狩振興局 商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827	26日(月) 10時～16時 道庁別館5階中会議室
後志総合振興局 商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362	14日(水) 10時～16時 2号会議室
小樽商工労働事務所	小樽市富岡1丁目14-13	0134-22-5525	14日(水) 10時～16時 小樽商工労働事務所相談室
胆振総合振興局 商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588	19日(月) 10時～16時 産業振興部打合せ室
日高振興局 商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281	13日(火) 10時～16時 301号会議室
渡島総合振興局 商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457	27日(火) 10時～16時 4階西棟ミーティングルーム
檜山振興局 商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643	29日(木) 10時～16時 203号会議室
上川総合振興局 商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938	27日(火) 10時～16時 203号会議室
留萌振興局 商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440	21日(水) 10時～16時 103号会議室
宗谷総合振興局 商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528	26日(月) 10時～16時 2階3号会議室
林-ツ総合振興局 商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635	26日(月) 10時～16時 3階1号会議室
十勝総合振興局 商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048	27日(火) 10時～16時 4階D会議室
釧路総合振興局 商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183	27日(火) 10時～16時 2階会議室
根室振興局 商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829	15日(木) 10時～16時 中会議室
雇用労政課働き方 改革推進室	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階	011-204-5354	—

国の助成金に関する申請サポート窓口

本庁・振興局に設置した窓口において、国の支援策である「雇用調整助成金」の申請にあたって必要となる書類や基本的な疑問等に対し、道の職員がアドバイスを行うことで、事業者の皆様がスムーズに申請できるようお手伝いします。

雇用調整助成金	休業手当等の一部（又は全部）を助成。 助成率：中小企業 4/5（最大10/10）、 大企業 2/3（最大3/4） ※助成率や上限額は対象期間によって異なる場合がありますので、 不明な点がある場合は右に記載する連絡先にご連絡ください。	北海道労働局（札幌圏）及び各ハローワーク 又は 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター：0120-60-3999
----------------	--	--

設置場所	住 所	雇用調整助成金 申請サポート窓口
本庁 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北3条西6丁目	【雇用労政課】 011-204-5353 011-204-5354
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	小樽市富岡 1 丁目14-13	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
林-ツ総合振興局商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829

※ 3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
 ※ 事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先が繋がらない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

- 開設時間：朝8時45分～夜17時00分（月～金※祝日除く）
- 注意事項
 - 当該窓口は、助成金の申請に向けた事前のアドバイスを行うものであり、申請を代行するものではありません。
 - 支給の可否や支給額といった国の判断が必要となるものなど、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

道では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、お問い合わせ内容に応じ、関係団体とも連携の上、各種相談窓口を開設しています。また、どこに相談すれば分からない方のため、ワンストップで受け付ける相談窓口も開設しています。お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

One
Stop!

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

～経営相談をワンストップで受け付けます～

- ☑制度や助成金がありすぎてよく分からない。
- ☑どこに連絡すればよいか分からない。
- ☑連絡したが、ここじゃないと言われた。



そのお悩み、道庁でお受けします！
 中小・小規模企業の皆様に、担当部署や連絡先をご案内します。（簡単なご説明であれば、道の担当者がすぐにご説明します）

経営・金融相談

経営や資金繰りなど各種ご相談

雇用・労働相談

従業員の休業に関することなど各種ご相談

一時支援金

必要書類は？電子申請ができない。

事業再構築補助金

どんな要件？必要書類は？補助率は？

雇用調整助成金

休業計画とは？申請方法は？給付額は？

販路拡大

その他に活用できる補助金は？

その他

まずはご相談下さい。

注意事項

極力ワンストップで対応できるように心掛けますが、国、商工団体、産業支援機関の制度に関しては対応できない場合もございます。その場合には、担当部署の連絡先をお伝えします。

お問い合わせは最寄りの本庁・（総合）振興局へ！

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
杬-ツ管内にお住まいの方	0152-41-0636	杬-ツ総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

注意事項

- 当窓口ではご相談者が希望する場合、各種給付金や助成金の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、給付金の受取を約束するものではありません。
- 給付金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症予防の為、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

- 受付日時：月～金（土日祝除く）朝8時45分～夜17時00分
- URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>